

花巻市国民健康保険運営協議会委員辞令交付式
及び花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和6年5月24日(金) 午後1時30分
- 2 会議場所 花巻市役所本庁本館3階 302、303会議室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり

4 協議事項

- (1) 花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について
(2) 花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について

5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員	委員	神	山	まさ子
〃	委員	高	橋	好子
〃	委員	金	澤	千加子
保険医又は保険薬剤師代表委員	委員	中	舘	一郎
〃	委員	小	瀬	川 玄
〃	委員	坂	本	秀 樹
公益代表委員	委員	藤	本	莞 爾
〃	委員	高	橋	光 雄
被用者保険等保険者代表委員	委員	石	川	知 高

6 会議を欠席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員	委員	小	國	文 子
保険医又は保険薬剤師代表委員	委員	多	田	建 造
公益代表委員	委員	中	村	良 則
被用者保険等保険者代表委員	委員	遠	藤	栄

7 会議に出席した職員は次のとおりである。

市長	上	田	東	一
健康福祉部長	今	井	岳	彦
財務部市民税課長	奥	山	俊	至
財務部収納課長	阿	部	善	典
健康福祉部健康づくり課長	伊	藤		浩
健康福祉部国保医療課長	藤	原	康	之
健康福祉部国保医療課課長補佐	佐	藤	庸	子
健康福祉部国保医療課国保係長	川	村	牧	子

8 辞令交付式

(開会 午後 1 時 3 0 分)

国保医療課長

ご案内の時刻となりました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます国保医療課の藤原と申します。次第に沿いまして、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日は、マスクの着用は個人の判断とさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それではただ今から、花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を行います。

この度の国民健康保険運営協議会委員の委嘱につきましては、前任委員の任期が 5 月 20 日を持ちまして満了したことから、新たな委員の皆様は、市長からご委嘱を申し上げるものであります。

お名前を読み上げますので、そのまま自席にて、ご起立の上、お受け取り願います。

それでは、上田市長、よろしくお願いいたします。

(市長から各委員へ辞令交付)

国保医療課長

本日は、ご都合により被保険者代表の小國文子委員、保険医、保険薬剤師代表委員の多田建造委員、公益代表の中村良則委員、被用者保険等保険者代表の遠藤栄委員は欠席をされております。

また、公益代表委員のうち、花巻市保健推進委員協議会に推薦をお願いしている、おひとかたにつきましては、来週 27 日に月曜日に開催される総会において、推薦者が決定されるため、本日の辞令交付は間に合わない旨の報告を頂戴しております。

以上 5 名の委員につきましては、後日、事務局にて辞令書をお渡しさせていただきます。

それでは、ここで上田市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さん大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

そして、これから 3 年間、皆様には国民健康保険運営協議会委員としてのご活動をお願いすることになりました。この協議会でございますけれども、法律

で決まっている協議会でありまして大変重要な協議会でございます。

国民健康保険については、今さら申し上げるまでもございませんが、たくさんの方々が加入されておりまして、それぞれの方々の命・健康を守るために、大変重要な保険制度でございます。

この花巻市の国民健康保険の加入者でございますけれども、だんだん減ってきているわけです。社会保険の方に入っていただくという方も増えているところでもありますし、また高齢者の方も増えているということで、この高齢者の方が増えたり、加入者が減ったり、あるいは高齢者の方が増えあるいは低所得の方が増えているということで国民健康保険の収入は減少傾向にあるということになっています。

一方、特に高齢者の方々の医療費は、やはり必要になるということがありまして、支出の方は増えている状況でございます。市の方で予想した以上に、赤字といいますか、自主的な赤字が増えている状況でございます。

花巻市は平成 30 年以降、特に厳しい環境にある方の国民健康保険の保険料の引き下げ等を行ってまいりましたけれども、現状において、国民健康保険の財政自体が、大変、厳しくなっているということです。その中で、花巻市の健康保険料は、県内でも 30 番ほどの、非常に低い状況になっておりますが、この状況を続けるわけには、どうもいかないなということが見えてきている状況であります。

介護保険の方は、何とか、今もっているわけでありまして、今度、新しい介護保険でも、保険料の基準額は上げない形で花巻市の場合には、できるような状況になっておりますけれども、国民健康保険の方は、必ずしも、そうはいかないというような状況でありまして、保険料の見直し等も今後検討していく必要があるというような状況になっております。

皆様には、その財政の状況も含めて、情報交換させていただいて、今後の花巻市の国民健康保険について、いろんなご意見をいただき、ご指導いただきたいと思う次第であります。

そのような大変厳しい状況のもとにおいて委員になっていただくということについて、大変申し訳なく思っておりますけれども、皆様のお知恵を借りて国民健康保険を守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今後 3 年間よろしくお願い申し上げます。

国保医療課長

以上をもちまして、花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を終了いたします。

なお、市長は別用務のためここで退席をさせていただきますので、皆様にはご了承賜りますようお願いいたします。

市長

よろしく申し上げます。

(市長退席)

9 協 議

(開会 午後1時45分)

国保医療課長

それでは、引き続き協議会に入らせていただきますが、開会の前に、本日出席しております関係課の職員を紹介させていただきます。

お手元にお配りしております資料1の裏面に名簿を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

(職員紹介)

国保医療課長

それでは、協議に入らせていただきます。

本日の協議会は、委員14名中9名の出席となっており、花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定める会議成立の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は、会議録自動作成システムを利用しておりますので、ご発言の際には、マイクをお使いくださいますようお願いいたします。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

まず初めに、本協議会を進めるにあたり、議長となるべき会長の選出が必要となっております。

会長が選出されるまでの間、臨時議長をいずれかの委員にお願いしたいところでございますが、これまでの慣例では出席委員のうち、最年長の委員をお願いをしておりましたことから、前会長でもいらっしゃいました藤本莞爾委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

藤本委員、よろしく申し上げます。

(藤本委員、議長席に着席)

臨時議長(藤本莞爾委員)

ただ今ご紹介をいただきました藤本莞爾でございます。

会長が決まるまでの間、臨時議長を務めますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは協議に入ります。

3の「花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について」を、事務局より説明願います。

国保医療課長

はい。（挙手）

臨時議長（藤本莞爾委員）

はい、事務局お願いします。

国保医療課長

それでは、協議事項の説明を申し上げる前に、今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、本協議会の設置に関する事項について若干の説明をさせていただきます。

お手元に配布しております資料2をご覧ください。

1 ページ目の1つ目の○（まる）、国民健康保険法第11条を掲載しております。このうち第2項、赤文字になっている部分に、設置根拠が規定されております。この規定に基づき、本協議会は法律に基づいて設置された協議会という位置づけになってございます。

次に2つ目の○（まる）、国民健康保険法施行令第3条を掲載しておりますが、第1項に、協議会は「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員をもって組織する」と定められております。

ページをおめくりいただきまして、2 ページ目の1つ目の○（まる）に、本市の国民健康保険条例を掲載しております。第2条には、先ほど申し上げました国民健康保険法に基づき本協議会を設置すること、第3条には、国民健康保険法施行令で規定する各委員の人数を定めておりまして、これらの規定に基づきまして、本日、新しい委員として皆様にご委嘱申し上げさせていただきますところでございます。

これから、ご協議いただきます、「花巻市国民健康保険運営協議会長の選出について」でございますが、1 ページ目にお戻りいただきまして、下から2行目、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定に基づきまして、「公益を代表する委員」のうちから会長1名を、全委員の選挙により選出をお願いするものでございます。

以上でございます。

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今、事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長を選挙で選出することになっております。

当協議会の先例によりまして、選挙につきましては指名推薦の方法をとっているようでございますので、指名推薦にて選出したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

異議なしの声がありますので、ご異議なしと認め、会長の選挙は指名推薦で行うことといたします。

それでは、自薦他薦を問わず、委員の皆様よりご発言をお願いいたします。

神山まさ子委員

はい。（挙手）

臨時議長（藤本莞爾委員）

はい、神山委員。

神山まさ子委員

前会長でした藤本莞爾委員を推薦します。

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今、神山委員より、わたくし、藤本を推薦するとの発言がございました。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

なしということでございますが、わたくし藤本を会長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、よって、ただ今指名推薦されました私、藤本が会長に当選といたします。

会長（藤本莞爾委員）

これより、会長として引き続き会議の議長を務めさせていただきますが、ここで一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま花巻市国民健康保険運営協議会の会長といたしまして、引き続き重責を担うこととなりました藤本莞爾でございます。皆様方のご指導ご鞭撻をいただき、会長としての責任を果たしてまいりたいと存じますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、会議を続行いたします。

4の会議録署名委員の指名を行います。

指名は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第12条に基づき、議長が行うことになっておりますので、私から指名させていただきます。

中舘一郎委員と金澤千加子委員をお願いいたします。

続きまして、5の「花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について」を事務局より説明を求めます。

国保医療課長

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

それでは、ご説明申し上げます。

先ほど説明申し上げました、資料2の1ページ、一番下の行になりますが、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定に基づき、会長と同様に会長代理1名について「公益を代表する委員」から、全委員の選挙により選出をお願いするものでございます。

以上でございます。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長代理を選挙で選出することになります。

会長の選出と同様に、選挙の方法を指名推薦で行うこととしたいと思しますのでよろしくお願いいたします。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、会長代理の選挙は指名推薦で行います。

それでは、推薦をお願いします。

高橋好子委員

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、高橋委員。

高橋好子委員

これまで、会長代理は区長会の委員にお願いしておりましたので、高橋光雄委員を推薦いたします。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今、高橋光雄委員を推薦いたしますという発言がございました。ほかに

ありませんか。

(「なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

なしということですので、高橋光雄委員を会長代理の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認めます。よって、ただ今指名推薦されました高橋光雄委員が会長代理に当選されました。

協議につきましては、以上で終了いたします。

続いて、その他に入ります。事務局からお願いいたします。

国保医療課長

はい。(挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

先ほど、会長及び会長代理選出の際に、本協議会についてのご説明をさせていただきましたが、ここで若干補足をさせていただきたいと存じます。

先ほどの資料2の2ページをご覧いただきたいと存じます。

下のほうに協議会規則第5条として、第1号から第5号まで本協議会で協議すべき事項を掲載しておりますが、予算や条例などにつきましては、市議会にお諮りする前に、市長の諮問に基づき、ご審議いただいております。

なお、審議すべき事項の中でも、国の制度改正に伴う予算措置や条例の改正を行うものもございしますが、このような場合におきましては、市の政策判断を伴わないものでございますことから、審議事項ではなく、後日報告する事項として、これまでの委員の皆様と整理させていただいております。今後におきましても、同じ取扱いとさせていただきたいと存じますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それから、お配りしている資料の3をご覧いただきたいと存じます。こちらは、前任委員の任期中の協議会開催経過を記載したものでございますので、参考にご覧いただければと存じます。なお、協議会以外にも、岩手県内の国保関係者が一堂に会する「岩手県国民健康保険フォーラム」への参加案内をさせていただくほか国民健康保険にかかる参考図書や資料を送らせていただいております。

本日、皆様に「岩手の保健」という冊子をお配りしております。こちらは、

岩手県国民健康保険団体連合会が年2回発行しているものですが、このような参考図書につきまして、お配りさせていただきますので、届きましたら、ご覧いただければと存じます。

私からは以上となります。

会長（藤本莞爾委員）

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから御質問等ございましたら、お願いいたします。

金澤千加子委員

はい。（挙手）

金澤千加子委員

国保とは関係ないんですけれども、もし良かったら、花巻病院について何かわかることがあったら、お話いただければと思います。よろしくお願いします。どなたでもいいです。

会長（藤本莞爾委員）

はい、事務局から答弁をお願いします。

健康福祉部長

総合花巻病院の件でございますでしょうか。

金澤千加子委員

はい。

健康福祉部長

総合花巻病院は、公益財団法人という法人形態で運営しておりまして、法律によりまして、財団法人は正味財産が300万円を2年連続で切りますと自動的に解散してしまうという状況がございました。

それで、コロナの影響による減収や旧病院建物を解体した費用が予想よりかかったとかですね、あと医療機器等の買入れにかかる減価償却が当初の予定より増加したことなどの要因がございまして、令和4年度が債務超過に陥ったのですけれども、令和5年度についても、そうなる見込みとなりまして、それで、市といたしましては、やはり、市の地域医療として必要な病院だという判断ということで、市もそうですし、金融団の皆さんもそういう認識のもとに、今回債務超過を解消するために、市といたしましては5億円の補助金を出しましたし、あと金融団では6億円の債務減免ということで合計11億円の支援をして、まずこの解散を回避したというところでございます。

このままではまた同じことになってしまいますので、一つはしっかり再生

の計画立てることと、解散にならないように、財団法人を社団法人に変えるということで、今そういう準備を病院でやっている状況でございます。

あと、市でも当然5億円という多額の補助をしたところですので、しっかりその状況を確認しながら、病院に対して意見を言っている状況でございます。

会長（藤本莞爾委員）

金澤委員、よろしゅうございますか。

金澤千加子委員

新しい情報はないってことですね。

健康福祉部長

そうですね。あと、金融団とのやり取りについては守秘義務があり公表できないところがありますが、市として補助したということでのできる限りの情報提供を行ったところであります。5月7日の岩手日報の一面を見ての話かと思いますが、まずそういう状況ということでございます。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにもございませんか。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

ないようですので、これをもちまして議長の務めを終わらせていただきます皆様の御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

国保医療課長

それでは、以上をもちまして本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後2時00分）

記録 国保医療課長補佐 佐藤 庸子